

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表3～6

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	大規模小売店舗立地法（大店立地法）（平成10年6月3日公布、平成12年6月1日施行）

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表7

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表9

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	工場立地法、茅ヶ崎市工場立地に関する準則を定める条例

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市企業等立地等促進条例

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>計量法</p> <p>第10条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。</p> <p>2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区（以下「特定市町村」という。）の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、第十五条第一項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。</p> <p>第19条（定期検査）</p> <p>特定計量器（第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。</p> <p>一 第七十二条の登録を受けた者が計量上の証明（以下「計量証明」という。）に使用する特定計量器</p> <p>二 第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 第二十四条第一項の定期検査済証印、検定証印等又は第一百九条第一項の計量証明検査済証印であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検定証印等に表示された年月にあつては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限る。）の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器（前二号に掲げるものを除く。）</p> <p>2 第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、第二十一条第一項の政令で定める期間に一回、第二百二十八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で定める特定計量器（前項第一号に掲げるものを除く。）が第二十三条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。</p> <p>第148条（立入検査）</p> <p>経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない</p> <p>5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表1～2 中小企業信用保険法第2条第5項第4号及び第5号、第2条第6項 茅ヶ崎市中小企業融資制度要綱

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表8

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	産業競争力強化法

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表14、15

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表13

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表10

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表10

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表11

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表11

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表11

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱第2条第1項、別表11

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市市有財産規則

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○茅ヶ崎市勤労市民会館条例 (趣旨) 第1条 この条例は、茅ヶ崎市勤労市民会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置、名称及び位置) 第2条 働く市民の福祉の増進と文化の振興を図るため茅ヶ崎市勤労市民会館(以下「会館」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 (会館の管理) 第3条 会館の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。 (指定管理者の業務) 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 会館の使用の承認に関する業務 (2) 会館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的
實施根拠

根拠法令 抜粋	
------------	--

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則</p> <p>○茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、茅ヶ崎市経済部産業観光課が所管する補助金の交付について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則(平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (補助金の種類等)</p> <p>第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上必要があると認めるときは、別に市長が定めるところにより補助することができる。</p> <p>○茅ヶ崎市勤労者住宅資金利子補給金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、勤労者が住宅の新築、増築若しくは改築又は購入のための対価の全部又は一部の支払に充てるために借入れた借入金(以下「借入金」という。)に係る利子の補給金(以下「利子補給金」という。)について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則(平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (利子補給の対象者)</p> <p>第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 中央労働金庫(神奈川県内の店舗に限る。以下「融資機関」という。)から借入金の貸付けを受けた者</p> <p>(2) 茅ヶ崎市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(3) 事業所に勤務している者。ただし、支給期間内に失業した場合は、在職期間中のみを利子補給の対象とする。</p> <p>(4) 次に掲げる行為をした者であって、現に当該住宅に居住する者</p> <p>ア 茅ヶ崎市への住宅の新築</p> <p>イ 茅ヶ崎市に存する住宅の増築若しくは改築</p> <p>ウ 茅ヶ崎市に存する住宅の購入</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○茅ヶ崎市技能者表彰要綱</p> <p>第4条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、別表に規定する職種の団体の代表者その他市長が必要と認める者（以下「代表者等」という。）に表彰すべき者の推薦を依頼するものとする。 <p>第5条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、表彰する者を決定しようとするときは、あらかじめ茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会の意見を聴かなければならない。 <p>第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰は毎年10月に行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。 ・技能功労者表彰、優秀技能者表彰及び青年優秀技能者表彰は、表彰状、記念品等を贈り行う。 <p>○茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会規則</p> <p>第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市の区域内の公共的団体等の代表者 (2) 市の区域内の技能者団体の代表者 (3) 学識経験を有する者 <p>第8条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の庶務は、経済部産業観光課において処理する。

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○湘南地区障害者卓球大会実行委員会設置要綱</p> <p>第2条</p> <p>・本会は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、湘南地域連合及び湘南地域労働者福祉協議会の共催による湘南地区障害者卓球大会を開催することにより、障害者の相互の交流を図ることを目的とする。</p> <p>第6条</p> <p>・開催地は、藤沢市、寒川町、茅ヶ崎市の輪番制を基本とし、大会実行委員会で決定する。</p> <p>○茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則</p> <p>○茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金等交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、茅ヶ崎市経済部産業観光課が所管する補助金の交付について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則(平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の種類等)</p> <p>第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上必要があると認めるときは、別に市長が定めるところにより補助することができる。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○茅ヶ崎市労働情勢懇談会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 茅ヶ崎市における労働及び雇用環境の向上を目指し、労働及び雇用に関する関係機関との懇談を通じて現状把握及び情報の共有を図ることを目的として「茅ヶ崎市労働情勢懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 懇談会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について懇談するものとする。</p> <p>(1) 労働問題等に関すること。 (2) 雇用情勢等に関すること。 (3) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 懇談会は、次に掲げる機関等の者をもって組織する。</p> <p>(1) 市内の事業所 (2) 湘南地域連合 (3) 湘南地域労働者福祉協議会 (4) 神奈川県社会保険労務士会藤沢支部 (5) 茅ヶ崎商工会議所 (6) 藤沢公共職業安定所 (7) かながわ労働センター湘南支所 (8) 茅ヶ崎市経済部産業観光課</p> <p>(座長)</p> <p>第4条 懇談会に座長を置き、経済部雇用労働課長が務める。 2 座長は、懇談会を総理し、懇談会の円滑な運営に努める。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 懇談会は、座長が招集する。 2 懇談会は、必要があると認めるときは、懇談会を組織する者以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 懇談会の庶務は、経済部産業観光課において処理する。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	